令和３年度

# 事　業　計　画

Ⅰ　総　括

Ⅱ　施設介護サービス・居宅介護サービス

〔Ⅰ〕　特別養護老人ホーム　長生苑

〔Ⅱ〕　ショートステイ　長生苑

〔Ⅲ〕　軽費老人ホーム・ケアハウス　長生苑

〔Ⅳ〕　デイサービス　長生苑

〔Ⅴ〕　居宅介護支援センター　長生苑

社会福祉法人　健 寿 会

# 目　　次

はじめに…… 3

経営理念 …… 3

サービス提供方針 …… 3

Ⅰ　総　括

〔Ⅰ〕　令和３年度実施目標…… 3
〔Ⅱ〕　会議…… 4
〔Ⅲ〕　委員会・チーム・検討会…… 5
〔Ⅳ〕　長生苑組織図…… 7
〔Ⅴ〕　サービスの質の向上…… 8

Ⅱ　施設介護サービス・居宅介護サービス

〔Ⅰ〕　特別養護老人ホーム　長生苑…… 12
〔Ⅱ〕　ショートステイ　長生苑…… 12
〔Ⅲ〕　軽費老人ホーム・ケアハウス　長生苑…… 16
〔Ⅳ〕　デイサービスセンター　長生苑…… 19
〔Ⅴ〕　居宅介護支援センター　長生苑…… 25

## はじめに

社会福祉法人健寿会は、「特別養護老人ホーム長生苑」及び「ケアハウス長生苑」の施設サービスにより、利用者の方々に「安心して生活していただける心のこもった家庭的介護サービス」を提供できるように、また、「デイサービスセンター長生苑」・「ショートステイ長生苑」及び「居宅介護支援センター長生苑」の居宅サービスを設け、「地域に根ざした信頼されるサービス」の提供が図れるように、「利用者の立場に立って」全事業所が一体となり、日々努めてまいります。

新型コロナウイルスからの感染予防・様々な自然災害への備え、及び特に感染者発症時・災害発生時における事業の継続ができる体制の更なる構築を目指します。

また、今年度の介護報酬改定は、正に科学的介護の本格的始動であり、ＩＣＴの更なる活用により取り組みを強化し、向上に努めます。

よって、今年度のスローガンとしまして『安心・安全』を前面に掲げ、取組んでまいります。

## 経営理念

「高齢者福祉のプロ集団を目指して！」

（「出来るか」・「出来ないか」ではなく、「どうすれば出来るか」と考える！）

## サービス提供方針

利用者・地域の皆様に最善のサービス提供が図れる組織体制を構築するため、職員一人ひとりが、「思いやりと気づきの心」を持って、日々、実践することにより、その達成を目指します。

その過程をもって職員の幸せを図り、その積み重ねをもって組織の安定をはかります。

（プラン・デゥ・チェック・アクション：スパイラルアップ）

## Ⅰ　総　　括

基本原則　（経営理念・サービス提供方針要約）

１　利用者が、普通に暮らせる環境を目指します。

２　職員が、働きやすい職場を目指します。

基本手法

３　「基本をしっかりと」・「可視化」・「改善システムの構築」

〔Ⅰ〕　令和３年度実施目標

１　コンプライアンスの徹底

社会福祉法人としての法令の遵守　　法人職員としての法人ルールを守り、決定事項の遵守

２　「基本をしっかりと」

各事業所・部署の計画を実現させるために、ルールを守り、知識・技術を習得します。

「可視化」（手段）

必要な職員は、必ず理解し習得する　　記録の徹底

「改善システムの構築」
何事も「目的」を明確にして、「目標」を立て、計画し、実施する。
そして、必ず、関係者全員が振り返りをして、次に繋げる。

### ３　『安心・安全』

コロナ禍におけるご利用者、ご家族・地域の皆様方と職員間も含めた職員との関係において安心・安全の強化に努めます。

### ４　『科学的介護の取組』

今年度からの介護報酬改正から科学的介護の実践を図ります。特に「ＰＤＣＡサイクルの推進」と「ケアの質の向上」について強化し、実践を図ります。

## 〔Ⅱ〕　会議

### １　目的

各種会議は、関係職員が、情報を共有し、決定事項を遵守し、日々の業務に当たれるようにするために開催します。会議は、合議制によって審議決定されるものとします。

| 会議名 | 開催日 | 議題等 |
|---|---|---|
| 全体職員会議 | 令和３年<br>３月２８日 | ・年度事業計画・予算等 |
| システム対策会議 | 都度、必要に応じ | ・法人内のシステム改善等<br>・自然災害、人的要因災害等、全ての非常対策について検討<br>・感染症、食中毒等の予防対策及び発生時の拡大防止策の検討<br>**決定事項の周知徹底** |
| 給食会議 | 毎月１回<br>且つ、必要に応じ | ・前月の実施状況及び振り返り　・次月の予定<br>・決定事項等の運用状況　・懸案事項他<br>議案等の作成 |
| 相談員会議 | 同上 | ・事業計画予算に基づく、前月の実施報告及び振り返り<br>・次月の予定　・決定事項等の運用状況<br>・懸案事項他　　議案等に対する**決定・回答等** |
| 事務会議 | 同上 | 同上 |
| 居宅会議 | 同上 | 同上 |
| ケアハウス会議 | 同上 | 同上 |
| 特養グループ会議 | 同上 | 同上 |
| デイ介護看護会議 | 同上 | 同上 |

## 〔Ⅲ〕　委員会・チーム

### １　目的

各委員会において『安心・安全』を第一に考え、特に「やすらぎある暮らし」及び「いざという時のためのＢＣＰ」を推進するために、また、「科学的介護の実践」より現状に即した改善策を立てられるように必要な情報を収集・分析し、実際の現状から常に向上できる施設・事業所とすることを目的として活動していきます。

### ２　委員会

（高齢者虐待防止委員会）　「やすらぎある暮らし」：安心・安全な暮らし

- マニュアルの更新及び周知・実態調査・分析・報告
- 認知症知識及びケアの実態調査・分析・報告
- 身体拘束廃止推進活動の実態調査・分析・報告
- 職員の不安等の実態調査・情報収集・報告
- 改善策の実施
- 必要な研修・訓練等の実施

（感染対策委員会）　「いざという時のためのＢＣＰ」

- 対応マニュアルの更新及び周知・実態調査・分析・報告
- 感染症対策の実態調査・分析・報告
- 食中毒対策の実態調査・分析・報告
- 職員の不安等の実態調査・情報収集・報告
- 改善策の実施
- 必要な研修・訓練等の実施

（非常災害対策委員会）　「いざという時のためのＢＣＰ」

- 対応マニュアルの更新及び周知・実態調査・分析・報告
- 訓練等からの現状把握・調査・分析・報告
- 職員の不安等の実態調査・情報収集・報告
- 改善策の実施
- 必要な研修・訓練等の実施

（安全管理委員会）　「やすらぎある暮らし」：安心・安全な暮らし

- 対応マニュアルの更新及び周知・実態調査・分析・報告
- 実状等の現状把握・調査・分析・報告
- 職員の不安等の実態調査・情報収集・報告
- 改善策の実施
- 必要な研修・訓練等の実施

（労働安全衛生委員会）　「やすらぎある暮らし」：職場環境の充実

- 通勤及び業務上交通安全対策等、実態調査・分析・報告
- 職場内環境向上のために、実態調査・分析・報告
- 職員間関係向上のために、実態調査・分析・報告

・　改善策の実施
・　必要な研修・訓練等の実施

（ＩＣＴ推進委員会）　　「科学的介護の実践」：介護報酬改定への取組の推進
・　情報共有状況の確認と推進
・　情報発信状況の振り返りと推進
・　職場内環境向上のために、実態調査・分析・報告
・　職員間関係向上のために、実態調査・分析・報告
・　特に、介護ソフトによるご利用者全てのデータに基づく「ＰＤＣＡサイクル」の推進

## ３　チーム構成

（広報チーム）：情報発信
・　情報発信業務
・　情報集積業務

## ４　実践手法

全ての委員会及びチームは、「ＰＤＣＡサイクル」によって活動すること。
＊Ｐ：「計画」・Ｄ：「実施・実行」・Ｃ：「チェック・確認」・Ａ：「見直し・改善」

手順
①　委員会の「目的」を考える。
②　Ｐ：Ｐの段階で少なくとも　Ｄ・Ｃ　まで計画する。
　＊あくまでもその行動(活動)は、「手段」であって「目的」ではない。常に、目的を意識、共有し、実施を図ること。
③　計画とは、「可視化」が大前提
④　実施前に、その計画を全ての関係者に伝達する。
⑤　実施記録も可視化し、その実施段階でのチェックも重要である。
⑥　記録のチェックのみならず、実施のチェック及び実施と記録の関係をチェックする。
⑦　しかるべき段階(計画した期間後)に振り返り（情報収集）のチェック(分析)を実施する。
⑧　そのことから成果や効果、改善すべき点（実施方法の改善、他の実施方法への変更等）を検討し、見直し、改善を図る。

## 〔Ⅳ〕　長生苑組織図

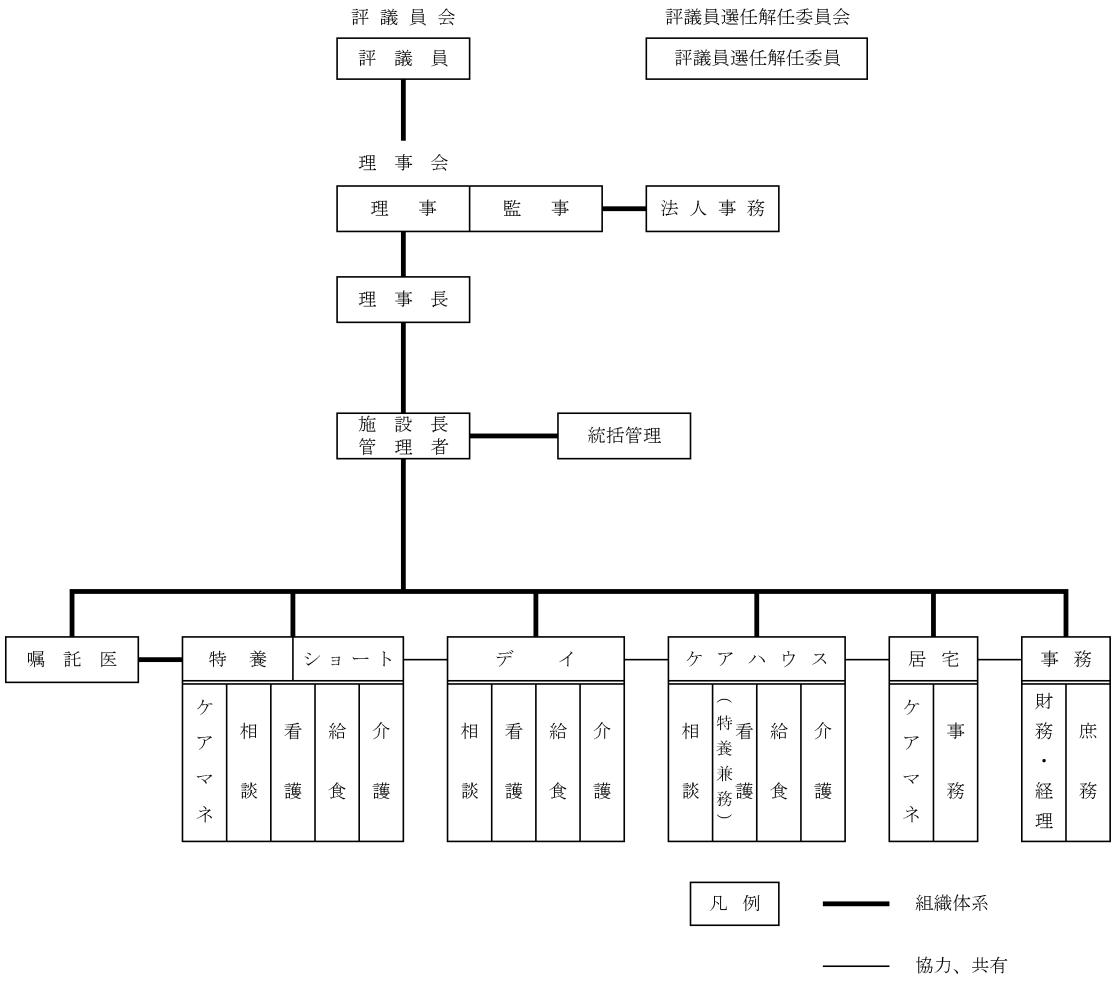
評議員会
評議員
評議員選任解任委員会
評議員選任解任委員
理事会
理事
監事
法人事務
理事長
施設長
管理者
統括管理
嘱託医
特養
ショート
デイ
ケアハウス
居宅
事務
ケアマネ
相談
看護
給食
介護
相談
看護
給食
介護
相談
看護（特養兼務）
給食
介護
ケアマネ
事務
財務・経理
庶務
凡例
組織体系
協力、共有

## 〔V〕　サービスの質の向上

### 1　教育・研修・訓練

（1）　目的

　コロナ禍にあっても職員個々にあったウエブによるセミナーや研修への参加、また、密を避けての内部研修及び訓練を実施し、資質向上、人材育成を目的に実施します。

（2）　研修計画

　各委員会により研修計画を立て、効率的実施により法人職員として質の向上に努めます。

### 2　地域との交流

（1）　地域における公益的取組の推進　　（コロナ禍における感染予防を前提とする。）

ア　地域で暮らす皆様が､本当に必要としている介護の悩み等を､少しでも軽減できるように、地元自治会長等と話合いを持ち、必要な勉強会等の実施に努めます。

イ　地域で暮らす皆様が、安心して生活できるよう、行政や地元自治会等と共に、必要な災害に対する訓練計画を作成し、実施に努めます。

ウ　利用者が、地域行事へ参加しやすい環境と、地域の皆様が、苑内行事へ協力いただける環境を共に整備し、地域社会との共生の推進に努めます。

エ　地域資源を活用させていただき、入所者等の生きがいに繋がる行事等を企画し、実施に努めます。特に、近隣の幼稚園、小中高等学校との更なる関係強化を図るよう努めます。

オ　地元自治会及び豊岡小学校区エリアとの更なる関係強化を図るとともに、特に今年度は、本納中学校区エリアについて関係機関と協力し地域福祉の強化を図ります。

（2）　ボランティア組織の拡充　　（コロナ禍における感染予防を前提とする。）

ア　各種ボランティアの受入れに際しては、打合せ等を密にして、双方の個人情報が守られ、安全で楽しいボランティア活動を実施できるように、職員全体で取り組みます。

イ　多くのボランティアの方々が活動しやすい環境を築くために、次の事項に留意します。

（ア）　全職員は、ボランティアの重要性を認識し、かつ感謝の気持ちで対応いたします。

（イ）　職員は、永くボランティアを継続していただけるように、誠意を持って対応いたします。

（ウ）　茂原市社会福祉協議会や長寿クラブ連合会等福祉団体との連絡体制を密にして拡充を図ります。

（エ）　地域の方々や近隣小中学校、幼稚園等との良好な関係を築きボランティアの拡充を図ります。

ウ　当苑でのボランティア保険に加入することはもちろんのこと、茂原市社会福祉協議会等の加入する保険への登録を促進します。

（３）　研修生・実習生の受入れ　（コロナ禍における感染予防を前提とする。）

ア　社会福祉、特に高齢者福祉についての理解を深めてもらうと共に、人材養成の場として、また専門的な知識・技術を社会へ還元する場として積極的に受入れていきます。

イ　利用者、職員等と研修生双方の個人情報保護が確実に図れるよう努めます。

ウ　実習生等を受入れる場合には、業務に支障を来すことのないよう、各事業部門と良く調整をなして受入れを行います。

エ　今年度は、「教職員免許取得介護実習」・「介護職員初任者研修課程介護実習」・「介護福祉士資格取得現場実習」について予定しており、関係機関及び学校等との調整を図り円滑な受入れを実施していきます。

オ　上記の各業務を円滑に行うため、現場実習担当を置き、また、実習生及び研修生に対し、適切で的確な指導体制が図れるよう努めます。

（４）　施設間交流　（コロナ禍における感染予防を前提とする。）

ア　様々な機会を通じ、高齢者福祉施設との交流はもちろんの事、障害者施設との交流も積極的に実施し、地域共生型社会に実現に向けた取り組みを積極的に行っていきます。

## ３　食事を美味しく楽しく

（１）　業務方針

「施設での食事を家庭的な団欒の雰囲気に近づけていくための関係づくりと環境づくりを行います。単に料理の味付けだけでなく、厨房職員と食べる人（利用者及び職員）とが家庭的なつながりをもつことによって生まれる雰囲気の中で、おふくろの味を感じていただくことを目指します。」

（２）　具体的施策

ア　行事食の実施や旬の食材を使用することにより季節感を演出します。また、昔懐かしい料理から新しい料理まで、様々な味の提案を行います。
以上の内容をふまえ、ご利用者様や職員からの聞き取り・募集を行い、給食会議にて検討し、「今月のお楽しみランチ」として毎週実施します。

イ　食べやすさを追求し、調理法等の向上に努めます。また、食器やテーブル、姿勢などの食環境の評価と改善を行います。
様々な調理工夫やバランスの良い食事内容を厨房職員と話し合い、最適な調理方法を検討していきます。

ウ　看護部門、介護部門、厨房、栄養士等が利用者の情報を共有し、適切な栄養ケアマネジメントが行えるよう、各部門間の密接な連携を図ります。
申し送り（介護・看護・栄養士間）（厨房・栄養士間）にて情報を共有します。

エ　身体機能アセスメント、摂食・嚥下機能アセスメントを実施し、適切な量と質及び形態の食事を提供することにより低栄養を予防し、要介護状態の軽減、悪化防止と生活機能の維持・改善を図ります。
利用者の状態に応じて定期的にアセスメント記録を実施し、維持・改善に向けた検討を行

い、実施します。また、根拠に基づく適切な判断が行えるよう、知識の習得に努めます。

オ　嗜好・残食状況を把握し、献立に反映させ、喫食率の向上を図ります。
利用者との日々の会話の中から食生活歴を聞き取り、職員間で情報を共有できるようにします。毎月残食結果を分析し、対策を検討し実施します。また、嗜好調査を行い、食事に対する満足度を向上していきます。

カ　各施設(特養・ケアハウス・デイサービス)の特色に応じた食事の提供方法を検討・実施します。利用者を尊重し、気持ちを理解することに努めたうえで、声掛けや食事相談等により、適切な食事の摂取が継続できるようにします。

## 4　防災対策（危機管理）

### （1）　年間防災訓練計画

コロナ禍においても地震等の自然災害や火災等の災害は、待ってはくれません。人命第一優先、そして業務継続に向けた取組の強化を念頭に、感染予防対策を万全にし、下記の訓練計画により職員の平時の防災に対する意識向上を図るとともに、万一の災害時に備えます。

| 月 | 訓練等 | 対象者 | 主要要件 |
|---|---|---|---|
| 4月中旬 | 緊急連絡網訓練 | 職員 | 参集手段 |
| 5月 | 救急処置訓練 | 職員 | 心肺蘇生法・ＡＥＤ |
| 6月 | 夜間想定避難訓練 | 夜勤者・宿直・利用者 | 火災想定・避難誘導・消火、通報 |
| | 消火訓練 | 職員 | 消火器・消火散水栓 |
| 7月 | 救急処置訓練 | 職員 | 心肺蘇生法・ＡＥＤ |
| 8月 | 地震想定避難訓練 | 職員・利用者 | 地震・避難訓練・各自の役割 |
| | 消火訓練 | 職員 | 消火器・消火散水栓 |
| 9月 | 救急処置訓練 | 職員 | 心肺蘇生法・ＡＥＤ |
| 10月 | 防災イベント | 職員・近隣 | 防災体験・展示 |
| 11月 | 地震想定避難訓練 | 職員・利用者 | 地震・避難誘導・各自の役割 |
| | 消火訓練 | 職員 | 消火器・消火散水栓 |
| 3月 | 救急処置訓練 | 職員 | 心肺蘇生・ＡＥＤ |

＊　消防法第８条第１項に基づく「消防計画」により実施します。
＊　防災訓練における反省・改善案は、訓練終了後すみやかにおこなうことと致します。
＊　夜勤者は救急処置訓練を年１回行うものとします。
＊　感染予防のため三密を避けた少人数での訓練とします。
＊　各訓練の詳細は、「主要要件」を踏まえ、状況に応じて、都度、計画書を作成し、実施します。

（２）　施設における日常の維持点検体制

ア　日常業務

（ア）　各火元責任者は、「自主検査チェック票」等を用い、建物内外及び各設備の異常、不具合について日常的にチェックを行い、異常が認められる場合には、防火管理者が現場を確認し、速やかに適切な対応を図ります。

（イ）　地震による転倒や落下のおそれがある物品等は、固定・移動等の対応を図ります。

イ　定期点検・講習

（ア）　年２回（６月、１月）に消防設備点検を有資格業者により実施します。

（イ）　年１回（６月）にケアハウス居室内・落下物・災害時の持ち出し品の点検を実施します。

（ウ）　年１回（６月）にケアハウス入居者に対して、地震対策の講習を実施します。

（３）　地域における防災協力体制

自然災害において、社会福祉施設は一時的な地域住民の緊急避難場所になりうることが考えられ（苑は茂原市の要請により開設される福祉避難所に指定）、また施設において災害が起こった際に、地域の方々の協力は必要不可欠なものであることから地域交流イベント・清掃活動などの交流を通じ防災協力体制づくりの推進を行なってまいります。

ア　地域住民との防災相互援助協力体制の構築

（ア）　地域防災イベント開催による地域交流

（イ）　緊急時における応急処置及び介護方法等の提供

（ウ）　地域住民等との連携を図り協力体制を整備、救急措置訓練の提供

イ　要介護者、高齢者等の受入れ体制の整備

（ア）　災害時における提供サービスの確保及び確認

（イ）　被災者等の受入れ体制を整備

ウ　地域の避難拠点としての役割の認識

（ア）　災害時において提供できる施設設備の確保及び整備